

現況調査チェックリスト

(第1面)

現況調査年月日 年 月 日

計画概要	敷地位置			建築確認等の履歴
	工事種別	増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更		
	主要用途			
建築主	氏名			
	住所			
	電話番号			
調査者	資格	()級建築士 ()登録第 号		
	氏名			
	建築士事務所名	()級建築士事務所()知事登録() - 号		
	所在地			
	電話番号			
建築確認申請図書等の種類と有無		図書の種類	建築確認申請書等副本 施工図 その他()	
		図書の有無	意匠関係図 設備関係図 構造関係図 構造計算書 施工資料 その他	

チェック項目			現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適格	
集団規定	道路関係	接道長	法43条 条例8条 2m 3m 4m				
		セットバック	法42条2項 有 無				
	用途地域関係		法48条 用途地域:	主要用途:			
	容積率		法52条 指定容積率()% 前面道路幅員()m	()%			
	建ぺい率		法53条 指定建ぺい率()%	()%			
	外壁の後退距離		法54条 1m 1.5m 無				
	高さの限度		法55条 10m 12m 無				
	斜線制限	道路斜線	法56条1項1号	1:1.25 1:1.5	別添図等参照		
		隣地斜線	法56条1項2号	有 無	別添図等参照		
		北側斜線	法56条1項3号	有 無	別添図等参照		
	高度地区		法58条 ()高度地区	有 無	別添図等参照		
	日影規制		法56条の2 規制時間(h、 h)	有 無	別添図等参照		
	防火・準防火地域		法61~64条	区域内 区域外			

(第2面)

チェック項目			現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適格	
単 体 規 定	防火・耐火関係	屋根	法22条	内 外	屋根材()		
		延焼の恐れのある外壁	法23条	有 無	告示1362() 認定NO()		
		木造建築物等の特建の外壁	法24条	有 無			
		防火壁	法26条	有 無	防火壁 ただし書()号		
		耐火、準耐火建築物	法27条	有(項号) 無	耐建 準耐建 その他		
		防火区画	令112条	有(項) 無	別添図面等参照		
		間仕切り壁	令114条	有(項) 無	別添図面等参照		
	一般構造関係	採光	法28条		別添図面等参照		
		換気	法28条		別添図面等参照		
		シックハウス	法28条の2		別添図面等参照		
		長屋共同住宅の界壁	法30条				
		浄化槽	法31条	有 無	別添図面等参照		
		階段	令23条	幅 / 蹴上 / 踏面 ()()()	幅 / 蹴上 / 踏面 ()()()		
		手摺	令25条		有 無		
	構造強度		法20条		第3面・第4面による		
	避難施設関係	直通階段	令120条	許容歩行距離 ()m	歩行距離()m 別添図面等参照		
		2以上の直通階段	令121条	有 無	有 無		
		避難階段	令122条	有 無	有(屋内 屋外 特避)		
		廊下	令119条	有(幅員) 無	幅員()cm		
		客席からの出口	令118条	有 無			
		敷地内通路	令128条 令128条の2	有 無			
		排煙設備	令126条の2 令126条の3	有 無	別添図面等参照		
		非常用の照明装置	令126条の4 令126条の5	有 無	別添図面等参照		
		非常用の進入口	令126条の6 令126条の7	有 無			
	特殊建築物の内装		法35条の2	有 無	別添内装一覧表参照		
	建築設備関係	非常用エレベーター	法34条2項 令129条の13の2	有 無	有 無 令129条の13の2()号		
		避雷設備	法36条	有 無	別添図面等参照		
給水・排水その他の配管設備		法36条	有 無	別添図面等参照			
奈良県建築基準法施行条例関係							

〔第3面〕

既存建築物の増築等に関する報告書(法第20条関係)

【既存部分、増築部分等の面積関係】

		着手年月日	延べ面積					合計
			基準時	合計	現在	工事に伴う 除去部分	申請部分	
A	今回の増改築部分						ア	
	基準時以降増改築済部分	/ /			m ²	m ²	m ²	
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	/ /	m ²	イ	m ²	m ²	m ²	
	増築等をする独立部分	/ /	m ²		m ²	m ²	m ²	
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	/ /	m ²					
					ア / イ =		%	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	/ /			m ²	m ²	m ²	

【既存部分、増築部分等の各規定への適合性】

・該当する規定について、網掛け部分の にチェックしてください。
 ・適合を確認した規定について、A欄・B欄に「適合」と記入してください。

ア / イ > 1 / 2

施行令第137条の2 第一号 イ又はロに適合				A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考
イ	(1)	令第3章第8節				
	(2)	令第3章第1節～第7節の2及び第129条の2の4				
	(3)	耐久性等関係規定 1 H17告示566号第1第一号(建築設備)、第1第二号(屋根ふき材等)				
ロ (1)	(2)	令第3章及び第129条の2の4				
	(3)	耐久性等関係規定 1				
			イ	令第3章第8節		
		ロ	地震時:令第3章第8節 地震時以外 :令第82条第一号～第三号 法第20条第1項第二号～第四号までに 掲げる建築物に限る			
		ハ	地震時:耐震診断(H18告示185号) 2 地震時以外 :令第82条第一号～第三号			
		二号	建築設備 (H17告示566号第1第一号)			
		三号	屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁(H17告示566号第1第二号) 法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって 安全性を確かめる場合を除く			

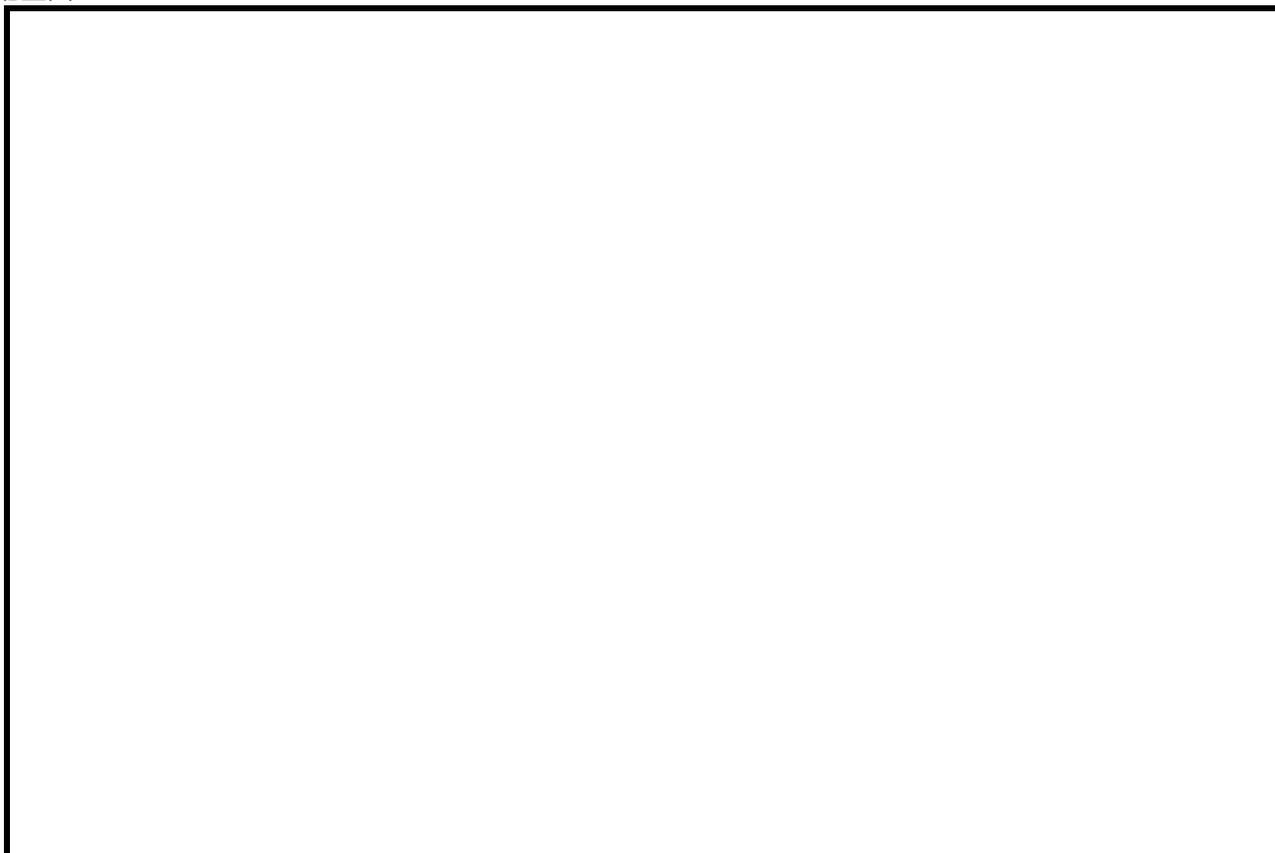
施行令第 137 条の 2 第二号 イ又はロに適合				A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考
イ	耐久性等関係規定 1					
	H 17 告 示 566 号 第 3 第 一 号	イ	令第 3 章(第 8 節を除く)			
		ロ (地震時)	(1)	令第 3 章第 8 節		
	(2)		壁量計算等 3			
	ハ (地震時 以外)	(1)	令第 3 章第 8 節			
		(2)	壁量計算等 4			
	ニ (小規模 一体増築)	耐震診断(H18 告示 185 号) 5				
	ホ (Exp.J)	地震時:耐震診断(H18 告示 185 号) 2 地震時以外 :令第 82 条第一号 ~ 第三号				
	ヘ (Exp.J 超高層)	地震時:耐震診断(H18 告示 185 号) 2 地震時以外 :令第 82 条第一号 ~ 第三号				
	二 号	建築設備(H17 告示 566 号第 1 第一号)				
三 号	屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁 (H17 告示 566 号第 1 第二号) 法第 20 条第 1 項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を 確かめる場合を除く					
ロ 6	令第 3 章第 1 節 ~ 第 7 節の 2 (令第 36 条及び令第 38 条第 2 項から 4 項まで除く)					
	H17 告示 566 号第 4(基礎補強)					

施行令第 137 条の 2 第三号 イ に適合		A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考
(1)	令第 3 章及び第 129 条の 2 の 4			
(2)	構造耐力上の危険性が增大しない			

- 1: 既存部分が耐久性等関係規定に適合することの確認は、現地調査に基づいて確認すること。
- 2: 新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日以降の基準)に適合することを確認する方法として、検査済証等の写しを添付してもよい。
- 3: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能。建築物全体が令第 42 条、43 条、46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項(表 3 に係る部分を除く)に適合すれば可。(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物は H13 国交告 1540 第 1 から第 10 までの規定に適合すれば可。)
- 4: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能。建築物全体が令第 46 条第 4 項(表 2 に係る部分を除く)に適合すれば可。(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物は H13 国交告 1540 第 1 から第 10 までの規定に適合すれば可。)
- 5: 増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更がない場合に限る。
- 6: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能。

[第4面]

配置図



太線枠内に今回増築等申請にかかる建築物の関係がわかる配置図を記入ください。 方位を記入してください。

用語の説明

A	今回の増改築部分	今回の工事により、増築又は改築を行う部分	<p>例) 配置図</p>
	基準時以降増改築済部分	今回の工事以前に法第86条の7の緩和により増築	
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	増改築が行われる部分と一体となっている既存建築物の部分	
	増築等をする独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分(施行令137条の14)	
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分以外の独立部分(法第86条の7第2項)	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	増改築部分と使用上又は防火・避難上で一の建築物とみなされない既存建築物の部分	

< 凡例 >



EXPJ等を示す